

答 申

第1 審査会の結論

奈良県警察本部長の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成16年4月12日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「県費報償費の内示書、予算差引簿（平成15年度・14年度に作成したもの、総務課分）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成16年4月23日、実施機関は、本件県費報償費の内示書及び予算差引簿については、職務上、作成又は取得していないとの理由を付した行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成16年5月20日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会に対し、本件決定の取消しを求める審査請求を行った。

4 諮 問

平成16年5月27日、奈良県公安委員会は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

不開示決定処分は不正であるので、監督者公安委員会は正当な文書作成が行われたか否か確認し、あるべき文書全部の公開を求める。

2 審査請求の理由

計上されている予算を内示していないことになり、予算執行の正当性に重大な疑問がある。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

1 警察費歳出予算内示書の存在について

警察費歳出予算内示書（本件開示請求においては「内示書」）は、奈良県予算規則（昭和39年3月奈良県規則第51号。以下「予算規則」という。）上の規定はないものの、予算執行の効率化を図るため、共通する経費に限って警察本部長が関係所属に内示している。

共通する経費とは、超過勤務手当や報償費であり、報償費の場合は捜査費が該当する。開示請求のあった平成14、15年度の総務課の県費報償費の内示については、総務課は捜査担当部門ではなく該当する経費がないため、内示書の節欄から報償費が削除されている。

以上の理由から、警察費歳出予算内示書については、職務上作成も取得もしていないため、不開示とした。

2 歳出予算差引表の存在について

歳出予算差引表（本件開示請求においては「予算差引簿」）は、奈良県会計規則（平成7年3月奈良県規則第67号。以下「会計規則」という。）第78条第2項により、会計課長のみが作成・保管すべき書類として規定されている。

以上の理由から、総務課において、歳出予算差引表を職務上作成も取得もしていないため、不開示とした。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 警察費歳出予算内示書の存在について

実施機関の理由説明等によると、警察費歳出予算内示書は予算規則には規定されていないが、警察本部の各所属で共通する予算費目について、当該所属に係る予算執行額の上限を示すことにより事務の効率化を図るため、主管課である会計課が作成して各所属に通知しているものである。しかし、総務課は捜査担当部門ではなく、報償費のうち捜査費がないため削除して通知したとされている。

この点について、当審査会で制度面を確認したところ、警察費歳出予算内示書の作成は予算規則に規定されておらず、また、奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）第3条においても総務課の事務分掌として捜査費を執行するような事務は記載されていないことが認められた。

さらに、総務課に通知された警察費歳出予算内示書の提出を求め、検分したところ、当該内示書には本件開示請求に係る報償費の欄が設けられていないことが認められた。

以上のことから、実施機関の説明に矛盾はなく、本件決定において県費報償費の内示書が存在しないとしたことは妥当であると判断する。

3 歳出予算差引表の存在について

歳出予算差引表は、会計規則第78条第2項第2号において主管課の長が備えるべき帳簿として規定されている。警察本部において主管課とは、会計規則第2条において会計課であると規定されている。つまり、警察本部において歳出予算差引表を備えるべきとされているのは会計課長のみであり、総務課長が備えるべき帳簿とはされていない。

以上のことから、本件決定において歳出予算差引表が存在しないとしたことは妥当であると判断する。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は別紙のとおりである。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成16年 5月27日	・ 公安委員会から諮問を受けた。
平成16年 7月 8日	・ 公安委員会から理由説明書の提出を受けた。
平成17年 2月 2日 (第92回審査会)	・ 公安委員会から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成17年 3月 2日 (第93回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成17年 3月31日	・ 公安委員会に対して答申を行った。

(参 考)

奈良県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学教授（行政法）	会 長
おんだ まさこ 音田 昌子	大阪府立文化情報センター所長	
さとう こういち 佐藤 公一	弁 護 士	会 長 代 理
まつむら けいこ 松村 佳子	奈良教育大学教授（理科教育）	
わたなべ まさる 渡辺 賢	帝塚山大学教授（行政法）	

(平成17年 3月31日現在)

奈良県警察組織規則

(総務課)

第三条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 公安委員会の庶務に関する事。
- 二 公安委員会に対する苦情に関する事。
- 三 公安委員会が行う監察に関する指示に係る事項の履行状況の点検の補助に関する事。
- 四 警察本部長の秘書に関する事。
- 五 機密に関する事。
- 六 警察部内の主要行事の調整に関する事。
- 七 公印の管守に関する事。
- 八 部長会議、部課長会議及び署長会議に関する事。
- 九 県議会その他の関係機関との連絡に関する事。

奈良県会計規則

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 本庁等 知事事務部局の本庁、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、地方労働委員会事務局、議会事務局及び警察本部をいう。
- 二 課 知事事務部局の本庁の課(これに相当する室及び課の室を含む。)及び出納局、教育委員会事務局の課及び事務所、人事委員会事務局、監査委員事務局、地方労働委員会事務局、議会事務局並びに警察本部会計課をいう。
- 三 課長 課の長をいう。
- 四 主管課 奈良県行政組織規則(昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号)第七条第一項の表の下欄に掲げる課をいう。
- 五 主管課等 次号の表の上欄に掲げる課をいう。
- 六 担当部局 次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる部局をいう。

総務部総務課	総務部
企画部地域政策課	企画部
福祉部福祉政策課	福祉部(健康安全局を除く。)
福祉部健康安全局医務課	福祉部健康安全局
生活環境部県民生活課	生活環境部
商工労働部商工課	商工労働部
農林部農政課	農林部
土木部監理課	土木部
土木部監理課	出納局
教育委員会事務局総務福利課	教育委員会事務局
人事委員会事務局	人事委員会事務局
監査委員事務局	監査委員事務局
地方労働委員会事務局	地方労働委員会事務局
議会事務局	議会事務局
警察本部会計課	警察本部

七 かい 知事事務部局、教育委員会事務局及び警察本部の出先その他の機関で別に指定するものをいう。

(課及びかいにおける帳簿等)

第七十八条 課長は、次に掲げる帳簿を備え、必要な事項を記載するものとする。

- 一 備品現在簿
 - 二 消耗品整理簿
 - 三 郵便切手等交付簿
 - 四 借入品管理簿
- 2 主管課等の長は、次に掲げる書類を備え、必要な事項を記載するものとする。
- 一 歳入月計表
 - 二 歳出予算差引表
 - 三 歳入歳出外現金月計表
- 3 かい長は、第一項各号(第三号を除く。)及び前項各号に掲げる帳簿等を備え、必要な事項を記載するものとする。